

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の特定建築物等に係る  
事務処理要綱

(平成19年3月19日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）の施行に関し、法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号。以下「規則」という。）、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第114号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(特別特定建築物の建築時における手続)

第2条 法第14条第1項に規定する令で定める規模以上の特別特定建築物を建築し、又は建築物の用途の変更をして特別特定建築物にしようとする建築主等は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書又は同法第18条第2項の規定による計画の通知に、建築物移動等円滑化基準チェックリスト（様式第1号）を添えて建築主事に提出しなければならない。

(指導及び助言に対する報告)

第3条 法第15条第3項及び法第16条第3項の規定に基づき市長が指導及び助言をする場合にあつては、必要に応じ、特別特定建築物、特定建築物及び建築物特定施設の建築主等に対して、特定建築物等状況報告書（様式第2号）に規則第8条の表に掲げる図書及び建築物移動等円滑化基準チェックリストを添えたものの提出を求めるものとする。

(特定建築物の計画認定手続)

第4条 法第17条第1項の規定による認定の申請をする場合において、特定建築物の建築等をしようとする建築主等（以下「特定建築主等」という。）は、規則第8条の申請書に建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト（様式第3号）を添えて市長に提出しなければならない。

(確認の特例の書類)

第5条 法第17条第1項の認定申請に併せて、同条第4項の規定による確認の申請

書を提出する場合にあっては、特定建築主等は、計画通知取扱申請書（様式第4号）を添えなければならない。

（計画通知）

第6条 市長は、前条の計画通知取扱申請書が提出され、申請書の計画が建築物移動等円滑化誘導基準に適合していると認める場合にあっては、計画通知書（様式第5号）により建築主事に通知するものとする。

（認定通知）

第7条 市長は、建築主事から当該建築計画に関する建築基準法第18条第3項の規定による適合通知を受けたときは、規則第4号様式による認定通知書により特定建築主等に通知するものとする。

（工事の中止）

第8条 認定建築主等が認定特定建築物の工事を中止するときは、認定工事中止届（様式第6号）に前条の規定による認定通知書を添えて市長に提出しなければならない。

（認定建築主等の状況報告）

第9条 法第53条第4項の規定により、認定特定建築物の状況について市長から報告を求められた認定建築主等は、認定特定建築物状況報告書（様式第7号）により報告しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。